個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】税務住民課住民保険室

個人情報ファイルの名称	中長期在留者システム	
行政機関等の名称	鋸南町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課住民保険室	
個人情報ファイルの利用目的	中長期在留者に関する事務を行うため	
記録項目	１．住所　２．世帯主　３．氏名　４．性別　５．年齢 ６．住民基本コード　７．個人番号　８．在留カード	
記録範囲	中長期在留者	
記録情報の収集方法	法務省通知、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鋸南町税務住民課	
	（所在地）〒299-2192　鋸南町下佐久間３，４５８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　□有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和５年３月２４日